

農用地利用計画における農用地区域の設定方針について

1 現行計画（H20 見直し）の農用地区域の設定方針

【現況農用地についての農用地区域の設定方針】

農業振興地域内において、今後おおむね 10 年以上にわたって農用地としての利用を確保するため、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地で、将来にわたって安定的かつ効率的な農業経営の展開が期待できる、20ha 以上の集団的な農地や土地基盤整備事業が完了した優良農地等を「農用地区域」として設定する方針である。

- a 集落内及び周辺（住宅、商店等の施設の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- b 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- c その他、市街化区域の接点及び道路沿いで市街地等として開発が見込まれる農用地

2 新計画（H30 見直し）の農用地区域の設定方針の考え方

【現況農用地についての農用地区域の設定方針】

本地域内にある現況農用地のうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地（おおむね 10ha 以上の集団的な農用地）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業等^{*}を除く）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、上記の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地や市街化区域の接点及び道路沿いで市街地等として開発が見込まれる農用地

※農振法施行規則第 4 条の 3 において、「主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないものを除く」と示されている。

例) 湛水防除事業、基幹水利施設補修事業（施設等の耐用年数の延伸に係るものは除く）

参考：農業振興地域制度に関するガイドライン（H28. 3. 30）記載の農用地区域設定方針